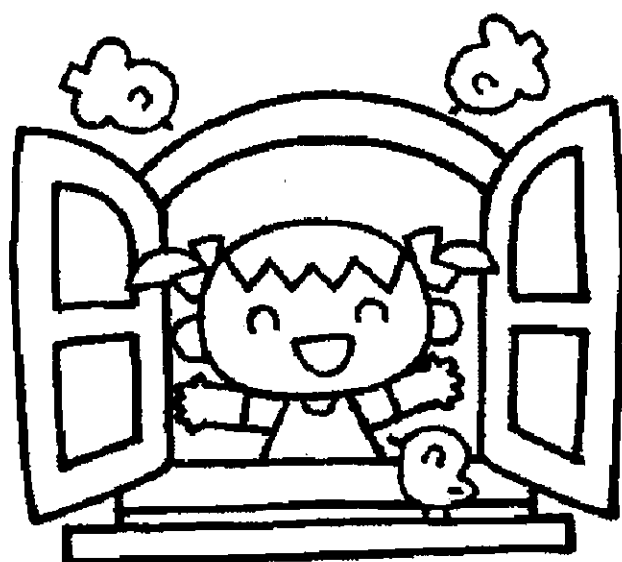


令和3年度版

# 檀 原 市

## 子育て情報パンフレット



こどもたちの  
健やかな成長のために

# 目 次

|                                           |        |
|-------------------------------------------|--------|
| ＜保育所(園)・認定こども園について＞                       | P1～3   |
| ・ 保育所(園)・認定こども園一覧表 ・ 延長保育 ・ 一時預かり         |        |
| ・ 園庭開放等未就園児との交流 ・ 病児保育 ・ 認可外保育施設          |        |
| ＜幼稚園について＞                                 | P4～5   |
| ・ 私立幼稚園一覧表 ・ 市立幼稚園一覧表 ・ 預かり保育 ・ 子育て相談     |        |
| ・ 保育参加 ・ 交流 ・ 未就園児親子登園 ・ 園庭開放             |        |
| ＜子育て支援について＞                               | P6～7   |
| ・ 地域子育て支援拠点事業 (こども広場・子育て支援センター) ・ 一時預かり   |        |
| ・ 一時預かり事業の無償化 ・ 「幼児2人同乗用自転車」購入費の一部助成金     |        |
| ＜子ども総合支援センターからのお知らせ＞                      | P8     |
| ・ 発達相談 ・ 教育相談 ・ 幼児療育教室 ・ 児童発達支援事業所「かしの木園」 |        |
| ・ 医師による相談                                 |        |
| ＜児童センター・児童館について＞                          | P9     |
| ・ 白樺児童センター ・ 飛騨児童館 ・ 大久保児童館               |        |
| ＜子育てサークル一覧表＞                              | P10    |
| ＜家庭児童相談について＞                              | P11    |
| ＜子育て短期支援事業について＞                           | P11    |
| ・ ショートステイ ・ トワイライトステイ                     |        |
| ＜母子・父子・寡婦生活相談について＞                        | P11    |
| ＜手当について＞                                  | P12    |
| ・ 児童手当 ・ 児童扶養手当 ・ 特別児童扶養手当                |        |
| ＜医療費の助成について＞                              | P13    |
| ・ 子ども医療費助成制度                              |        |
| ＜健康増進課からのお知らせ＞                            | P14～17 |
| ・ 妊娠中から乳幼児の健康診査・教室・相談                     |        |
| ・ 予防接種 ・ 休日夜間応急診療所の利用                     |        |
| ＜社会教育課からのお知らせ＞                            | P18～19 |
| ・ 家庭教育支援講座                                |        |
| ＜障がい福祉課からのお知らせ＞                           | P20    |
| ・ 障害者手帳のご紹介 ・ 障害児福祉手当                     |        |
| ＜放課後児童クラブ(学童クラブ)について＞                     | P21    |
| ＜図書館のおはなしイベント＞                            | P22    |
| ＜「Heartful Network りんくノート」のご案内＞           | P23    |
| ＜青少年センターでの教育相談活動＞                         | P24～25 |
| ＜ファミリー・サポート・センター事業について＞                   | P26～27 |
| ＜子どもへの虐待を未然に防ぎましょう＞                       | P28    |
| ＜なら子育て応援団について＞                            |        |
| ＜子育て世代包括支援センター＞                           |        |

## <保育所(園)・認定こども園について>

保育所(園)・認定こども園では、多様化する保育需要に対応できるよう、保護者の方の就労形態や、子どもの状況に応じ多様な保育サービスを提供しています。

## 檀原市内保育所(園)・認定こども園一覧表

私立認定こども園 ※(福)は社会福祉法人

(R3.4.1時点)

| 番号 | 名 称      | 所在地        | 電話番号               | 延長保育時間                       | 定員(人) |
|----|----------|------------|--------------------|------------------------------|-------|
| 1  | (福)檀原保育園 | 白檀町 6-7-15 | 27-1441<br>27-1442 | 平 7:10~19:10<br>土 7:10~17:10 | 311 人 |

私立保育園 ※(福)は社会福祉法人

| 番号 | 名 称        | 所在地                          | 電話番号    | 延長保育時間                       | 定員(人) |
|----|------------|------------------------------|---------|------------------------------|-------|
| 1  | (福)ともえ学園   | 田中町 233                      | 24-5554 | 平 7:00~19:00<br>土 8:00~15:00 | 250 人 |
| 2  | (福)常盤保育園   | 常盤町 333-1                    | 22-5576 | 平 7:00~18:30<br>土 7:00~13:00 | 200 人 |
| 3  | (福)くちなし保育園 | 葛本町 80-1                     | 22-0111 | 平 7:00~19:00<br>土 7:00~14:00 | 200 人 |
| 4  | (福)このみ学園   | 曾我町 895-9                    | 24-0032 | 平 7:30~18:30<br>土 8:00~13:00 | 90 人  |
| 5  | (福)ひかり保育園  | 中曾司町 48-1                    | 24-2208 | 平 7:00~18:30<br>土 7:30~13:30 | 180 人 |
| 6  | (福)愛育保育園   | 見瀬町 699-1                    | 28-0567 | 平 7:00~19:00<br>土 8:00~17:00 | 105 人 |
| 7  | あおば保育園     | 大久保町 456-1<br>森田ビル 2F        | 24-6050 | 平 7:30~19:30<br>土 7:30~17:30 | 30 人  |
| 8  | おひさまほいくえん  | 醍醐町 566-4                    | 21-0130 | 平 7:30~19:00<br>土 8:30~17:00 | 66 人  |
| 9  | にこにこパーク保育園 | 本園:醍醐町 502-1<br>分園:醍醐町 521-2 | 24-5846 | 平 7:30~19:00<br>土 7:30~13:30 | 84 人  |

市立保育所

| 番号 | 名 称              | 所在地        | 電話番号    | 延長保育時間                          | 定員(人) |
|----|------------------|------------|---------|---------------------------------|-------|
| 1  | 藤原京保育所(第1こども園)   | 四分町 285-1  | 23-3896 | 平 7:15~19:00<br>土 7:15~13:30    | 200 人 |
|    | 藤原京保育所(第1こども園)分園 | 縄手町 324    | 22-6120 |                                 |       |
| 2  | 今井保育所(第2こども園)    | 今井町 3-3-12 | 23-4557 |                                 | 220 人 |
|    | 今井保育所(第2こども園)分園  | 今井町 2-11-8 | 22-2240 |                                 |       |
| 3  | 金橋保育所(第3こども園)    | 雲梯町 289-2  | 22-6450 | ※但し、延長保育は<br>満1歳の誕生日の日<br>からです。 | 150 人 |
| 4  | 大久保保育所(第4こども園)   | 大久保町 206   | 25-1914 |                                 | 210 人 |
|    | 大久保保育所(第4こども園)分園 | 大久保町 152   | 22-6100 |                                 |       |
| 5  | 川西保育所(第5こども園)    | 川西町 581-1  | 27-3383 |                                 | 110 人 |

## 保育所(園)・認定こども園

- ◎ 保護者の就労・妊娠・出産・疾病などの理由により保育を必要とする乳幼児が利用できます。(※認定こども園については、満3歳以上の小学校就学前のお子さんは、保育の必要性を満たさない場合でも、教育・保育を一緒に受けることができます。)
- ◎ お子さんの様子で支援の必要な場合等がありましたら、ご相談ください。  
 {対象者} 生後数か月(市立は満6ヶ月、私立は園によって異なる月齢)から  
 小学校入学前までの児童

### {保育料}

| 区分                     |               | 保育料                                                             |
|------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------|
| 0～2歳児                  | うち、市町村民税課税世帯  | 4月から8月までの保育料はその前年度の市町村民税を基に決定し、9月から3月までの保育料は当該年度の市町村民税を基に決定します。 |
|                        | うち、市町村民税非課税世帯 | 無償                                                              |
| 3～5歳児(※認定こども園は満3歳児を含む) |               | 無償                                                              |

【申込み・問い合わせ先】 こども未来課 Tel.25-2790

## 延長保育

- ◎ 保護者等の就労実態に応じて通常保育時間を超えて利用できます。  
 {実施保育所} 全保育所(園)・認定こども園  
 {延長保育時間} 保育所(園)・認定こども園一覧表参照  
 {対象者} (市立保育所)満1歳から対象  
 (私立保育園、私立認定こども園)各園へお問い合わせください。  
 {費用} 保育必要量等により利用料が異なりますので、各園へお問い合わせください。延長保育は無償化の対象ではありません。



## 一時預かり

- ◎ 保護者の仕事・疾病・入院・看護・出産・リフレッシュなど家庭で保育が困難な時、緊急、一時的に児童を預かります。

| 実施施設     |                | 保育時間                                                    |
|----------|----------------|---------------------------------------------------------|
| 市立保育所    | 今井保育所 (第2こども園) | 平日のみ AM8:30～PM4:30<br>※市立保育所3箇所のうち、2箇所の<br>組み合わせでの利用が可能 |
|          | 大久保保育所(第4こども園) |                                                         |
|          | 川西保育所 (第5こども園) |                                                         |
| 私立保育園    | 愛育保育園          | 平日 AM9:00～PM5:00<br>土 AM9:00～PM0:00<br>(延長 PM 5:00 まで)  |
| 私立認定こども園 | 樫原保育園          | 平日 AM8:30～PM4:30<br>土 AM8:30～PM0:15                     |
| 認可外保育施設  | ぽこあぽこ保育園       | 平日 AM8:00～PM7:00<br>土 AM8:00～PM1:30                     |

{対象者} 生後数か月(市立は満6ヶ月、私立は園によって異なる月齢)から  
 小学校入学前までの児童

{費用} (市立保育所) 一日 半日  
 3歳未満児 1,800円 900円  
 3歳以上児 1,200円 600円

その他必要に応じて  
 給食代 200円と  
 おやつ一回 50円

(私立保育園、私立認定こども園、認可外保育施設)  
 各園へお問い合わせください。

※一時預かり(上記施設)の無償化について 【問い合わせ先:こども未来課(Tel.25-2790)】

0～2歳児の子どものうち市町村民税非課税世帯、または3～5歳児であって、市町村から「保育の必要性の認定」を受けた場合は、利用料の無償化の対象となります。

(対象となるためには事前の申請が必要です。)

※無償化対象として確認がなされた施設のみ

## 園庭開放等未就園児との交流

- ◎ 各保育所(園)・認定こども園の園庭開放日には、在宅の子どもと保護者で自由に遊んだり季節の行事に参加したりできます。
- ◎ 利用方法等については各園へお問い合わせください。

## 病児保育

- ◎ 病気や病気の回復期にあることから集団保育が困難な場合で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが出来ない場合は、病院に併設された保育室でお預かりします。

{実施病院} 吉川医院キッズケアルーム

{利用時間} [月～金曜日]

一日 AM8:00～PM5:00 延長時間PM5:30 まで

半日(午前) AM8:00～PM0:30 延長時間PM1:00 まで

// (午後) PM0:30～PM5:00 延長時間PM5:30 まで

[土 曜 日] AM8:00～PM0:00(土曜日は前日予約が必要)

{利用料}

| 階層<br>区分 | 定 義                         | 平日<br>全日利用 | 平日半日<br>又は土曜日 |
|----------|-----------------------------|------------|---------------|
| 第1       | 生活保護法による被保護世帯<br>市町村民税非課税世帯 | 無料         | 無料            |
| 第2       | 市町村民税課税世帯                   | 2,000円     | 1,000円        |

延長料金  
30 分につき  
300 円

※病児保育の無償化について 【問い合わせ先:こども未来課(Tel25-2790)】

0～2 歳児の子どものうち市町村民税非課税世帯、または 3～5 歳児であって、市町村から「保育の必要性の認定」を受けた場合は、利用料の無償化の対象となります。(対象となるためには事前の申請が必要です。)

{食事について} 家庭より弁当持参・希望により昼食 300 円で提供

{対 象 者} 橿原市・高取町・明日香村に住所を有する生後6ヶ月～  
小学6年生までの児童

{申 込 み 方 法} 吉川医院キッズケアルームで登録受付

【問い合わせ先】 吉川医院キッズケアルーム Tel21-0171

## <認可外保育施設について>

(R3.4.1時点)

| 名 称                      | 所 在 地                  | 電話番号              | 備 考                                  |
|--------------------------|------------------------|-------------------|--------------------------------------|
| ラビキッズワールド<br>イオンモール橿原保育園 | 曲川町 7-20-1             | 080-<br>4173-0987 |                                      |
| ぼれぼれ保育園                  | 北越智町 322               | 28-6511           | 高齢者総合福祉施設<br>ぼれぼれケアセンター白樫<br>事業所内保育園 |
| わくわく保育園                  | 飯高町 7-1                | 21-1111           | 特別養護老人ホーム「橿原の郷」<br>企業主導型保育施設         |
| ぽこあぽこ保育園                 | 内膳町 5-3-5<br>コスモ大和八木1F | 48-3715           | ㈱アスカホーネット 企業主導型保育施設<br>(対象年齢:2 歳児まで) |
| リールキッズ楓保育園               | 土橋町 190-1              | 33-9131           | ㈱楓工務店 企業主導型保育施設<br>(対象年齢:2 歳児まで)     |

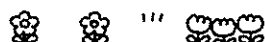
【問い合わせ先】 くわしくは、各施設にお問い合わせください。

※認可外保育施設の無償化について 【問い合わせ先:こども未来課(Tel25-2790)】

0～2 歳児の子どものうち市町村民税非課税世帯、または 3～5 歳児であって、市町村から(企業主導型保育施設の場合は、利用施設または市町村から)「保育の必要性の認定」を受けた場合は、利用料の無償化の対象となります。(対象となるためには事前の申請が必要です。)

## <幼稚園について>

### 私立幼稚園



| 番号 | 名 称     | 所 在 地    | 電 話     |
|----|---------|----------|---------|
| 1  | くちなし幼稚園 | 葛本町90    | 22-0001 |
| 2  | 聖心幼稚園   | 久米町222   | 27-0392 |
| 3  | 常盤幼稚園   | 常盤町332-5 | 29-1020 |
| 4  | のぞみ幼稚園  | 新賀町310   | 22-2935 |

【問い合わせ先】 くわしくは、各幼稚園に問い合わせてください。



### 市立幼稚園

| 番号 | 名 称                      | 対象年齢    | 所 在 地     | 電 話     |
|----|--------------------------|---------|-----------|---------|
| 1  | 畝 傍 南 幼稚園                | 4・5歳児   | 見瀬町2295   | 27-1506 |
| 2  | 畝 傍 北 幼稚園<br>(檀原市第4こども園) | 4・5歳児   | 大久保町152   | 22-6100 |
| 3  | 鴨 公 幼稚園<br>(檀原市第1こども園)   | 4・5歳児   | 縄手町324    | 22-6120 |
| 4  | 晩 成 幼稚園                  | 3・4・5歳児 | 縄手町2      | 22-2573 |
| 5  | 耳 成 幼稚園                  | 4・5歳児   | 葛本町593    | 22-2719 |
| 6  | 今 井 幼稚園<br>(檀原市第2こども園)   | 4・5歳児   | 今井町2-11-8 | 22-2240 |
| 7  | 真 菅 幼稚園                  | 4・5歳児   | 曾我町813    | 22-6350 |
| 8  | 金 橋 幼稚園<br>(檀原市第3こども園)   | 4・5歳児   | 雲梯町289-2  | 22-6450 |
| 9  | 香 久 山 幼稚園                | 4・5歳児   | 膳夫町90-1   | 24-1779 |
| 10 | 新 沢 幼稚園<br>(檀原市第5こども園)   | 4・5歳児   | 川西町581-1  | 27-3383 |
| 11 | 耳 成 南 幼稚園                | 4・5歳児   | 山之坊町109-5 | 22-0986 |
| 12 | 真 菅 北 幼稚園                | 3・4・5歳児 | 大垣町227    | 23-7540 |
| 13 | 畝 傍 東 幼稚園                | 4・5歳児   | 大軽町283    | 27-8328 |
| 14 | 耳 成 西 幼稚園                | 4・5歳児   | 上品寺町482-1 | 22-6587 |
| 15 | 白 檀 幼稚園                  | 3・4・5歳児 | 白檀町3-10-1 | 27-6300 |

※ 保育料 市立・私立ともに、無償化の対象となります。

【問い合わせ先】 学校教育課 TEL29-5912

市立幼稚園では子育て支援のために地域の人々に施設を開放し、のびのびと活動できる場を提供しています。また、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとして多様なニーズに応えています。

### 幼稚園

幼稚園では、人とのかかわりや遊びを通して、自発性や自主性を育てています。

令和3年4月より、晩成幼稚園、真菅北幼稚園、白樫幼稚園は入園できる年齢が満3歳からに変更します。

【教育時間】 月・火・木・金 8:40 ～ 14:10

水 8:40 ～ 13:30

### 預かり保育

子育て支援のため、幼稚園に在園する園児で希望する家庭に対して教育時間終了後から預かり保育を実施します。

令和3年4月より預かり保育の拡充をします。

★晩成幼稚園(4番)・真菅北幼稚園(12番)・白樫幼稚園(15番)のみ

8:00から教育時間開始まで(8:40)

教育時間終了後から18:00まで

長期休業日(夏・冬・春)8:00～18:00

★上記以外の12園の幼稚園

教育時間終了後から16:30まで

長期休業日(夏・冬・春)8:40～16:30

詳しくは、各園にお尋ねください。



### 子育て相談

来園された保護者や電話での子育て相談に応じています。子育ての悩みについて、経験や知識を出し合い共に考え、関係機関と連携しながら、子育ての不安を取り除けるように支援しています。

### 保育参加

園での子どもの様子や生活を理解していただくために、保護者が参加できる機会をもっています。

### 交流

近隣の保育所・小学校・中学校・高校や高齢者など幅広い世代と交流し、子どもの心を揺り動かし豊かな体験が得られるような機会をもっています。

### 未就園児親子登園

就園前の2歳児、3歳児の子どもを対象に、親子で登園して一緒に遊ぶ機会を提供しています。詳しくは、各園にお尋ねください。

### 園庭開放

保育終了後、園庭を開放しています。地域の親子が自由に遊び、ふれあえる場として利用してください。詳しくは、各園にお尋ねください。

【問い合わせ先】 各幼稚園または学校教育課 TEL29-5912

## <子育て支援について>

### こども広場

- ◎ 子育て中の保護者が気軽に集い、交流を図り、友だちづくりができる広場です。
- ◎ 駅のそばで電車が見え、たくさんの手作りおもちゃでも遊べます。
- ◎ いつでも、誰でも、気軽に利用できます。(母親・父親・祖父母など)
- ◎ 子育てを応援しています。

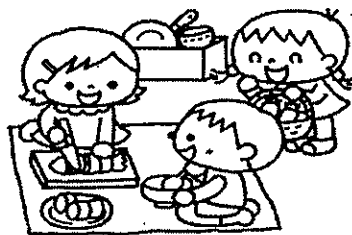
{場 所} 内膳町 1-6-8 橿原市観光交流センター かしはらナビプラザ 3F

{利用日時} 毎日 9時～17時 (12月29日～1月3日のみ休館)

{対 象 者} 生後～小学校入学までの子どもと保護者  
(市内在住か実家が市内にある場合は可)

{内 容} ・特別講座・子育て講座を実施しています。  
・子育て相談や育児情報提供を行っています。  
・ボランティアさんによる絵本の読み聞かせをしています。(おはなし会・絵本タイム)

【問い合わせ先】 こども広場 TEL47-2330



### 子育て支援センター

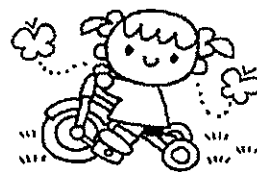
- ◎ 子育て中の保護者が気軽に集い、交流を図り、友だちづくりができます。
- ◎ 旧幼稚園の施設を利用し、室内で遊んだり、広い園庭で砂場や三輪車などで遊べます。
- ◎ いつでも、誰でも、気軽に利用できます。(母親・父親・祖父母など)
- ◎ 子育てを応援しています。

{場 所} 白樺町 8-19-2 (旧白樺南幼稚園)

{利用日時} 月曜日～金曜日 9時～17時  
(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

{対 象 者} 生後～小学校入学までの子どもと保護者  
(市内在住か実家が市内にある場合は可)

{内 容} ・特別講座・子育て講座を実施しています。  
・子育て相談や育児情報提供を行っています。  
・ボランティアさんによる絵本の読み聞かせをしています。  
(おはなし会・絵本タイム)



【問い合わせ先】 子育て支援センター TEL28-7200

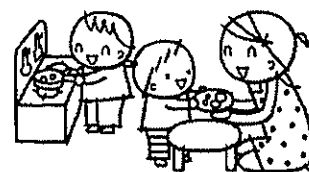


| 行 事 (内 容)                                         | こども広場                                         | 子育て支援センター                  |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------|
| バブバブタイム<br>(赤ちゃんと保護者のふれあい遊び)                      | 1歳の誕生日までの子どもと保護者                              |                            |
|                                                   | 毎月火曜日(月2～3回) 10:30～11:00                      |                            |
| にこにこタイム<br>(親子でふれあい遊び)                            | 平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの子どもと保護者                 |                            |
|                                                   | 木曜日 (奇数月1回)<br>10:30～10:50                    | 木曜日 (偶数月1回)<br>10:30～10:50 |
| のびのびタイム<br>(親子で運動遊び・表現遊び)                         | 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの子どもと保護者                |                            |
|                                                   | 木曜日 (偶数月1回)<br>10:30～10:50                    | 木曜日 (奇数月1回)<br>10:30～10:50 |
| わくわくタイム<br>(運動遊び・表現遊び・製作など)                       | 平成27年4月2日～平成30年4月1日生まれの子どもと保護者                |                            |
|                                                   | 水曜日 (偶数月1回)<br>10:30～11:15                    | 金曜日 (奇数月1回)<br>10:30～11:15 |
| 誕 生 会                                             | 誕生月の小学校入学までの子ども                               |                            |
|                                                   | 誕生月のお子様には誕生カードをお渡しします。                        |                            |
| 元気ランド (広場)<br>なかよしランド(センター)<br>(保育士と一緒に体操やふれあい遊び) | 小学校入学までの子どもと保護者<br>毎日 10:30～10:45/13:30～13:45 |                            |

◎毎月の行事予定等は、「毎月のおたより」・「市の広報」・「ホームページ」などでご確認ください。

#### 一時預かり

- ◎ 子どもの一時預かりをします。
  - ◎ 観光、買い物、その他子育て世代の活動を支援します。
  - ◎ 心理的及び身体的負担の解消を支援します。(通院、学校行事、リフレッシュ等)
- {場 所} 橿原市観光交流センター かしはらナビプラザ3階 こども広場 (内膳町 1-6-8)
- {利 用 日} 毎日 (1ヵ月 12日間まで利用可) (12月29日～ 1月 3日を除く)
- {利用時間} 9時～19時 (1日最大4時間)
- {対 象 者} 1歳～小学校入学までの子ども (市外在住者も可)
- {受 付} 事前予約が必要です。(2週間前から来館、電話にて受付可)
- {料 金} お子様 1人につき 1時間 700円 ・ 市外 1,000円
- {持 ち 物} 着替え(オムツ・パンツなど)、食べ物(飲み物・おやつ・弁当など)



#### 一時預かり事業の無償化について

0～2歳児の子どものうち市町村民税非課税世帯、または3～5歳児であって、市町村から「保育の必要性の認定」を受けた場合は無償化の対象となります。(対象となるためには事前の申請が必要)

【問い合わせ先】 こども広場 ☎47-2330

#### 『幼児2人同乗用自転車』購入費の一部を助成します

- ◎ 助成対象車 : 令和3年4月1日以降に新車で購入し、幼児2人同乗基準適合車マークとBAAマークが貼付されている自転車
- ◎ 助成対象者 : 申請時に市内在住で、購入時に未就学の幼児を2人以上養育されている方
- ◎ 助成金の額 : 購入費の2分の1(限度額2万円)
- ◎ 必 要 書 類: 領収証原本(連番記載のあるもの)、保証書の写し、申請者名義の通帳、印鑑
  - ※ 必要書類の氏名はすべて同一であること。
  - ※ 予算がなくなり次第、受付を終了しますので、購入前に確認してください。

【問い合わせ先】 子育て支援課 ☎22-8984

## <子ども総合支援センターからのお知らせ>

子どもの発達の様子が気になる段階から、健やかな成長発達を目指して、子どもと保護者の方、関係者を早期から総合的に支援する施設です。

### ①発達相談・教育相談 【乳幼児から小学生・中学生の子どもが対象】（無料）

◎子どもの発達や行動が気になる、言葉がでにくい、集団行動が苦手、育てにくさを感じるなど、子どもの発達の悩みの相談を受付けています。  
専門職員（心理士及び教員等）が相談に応じます。

### ②幼児療育教室 【健診や発達相談後のフォローとして利用が必要な子どもと保護者が対象】（無料）

◎子どもの発達状況に合わせた活動的な集団遊びを通して、子どもの力をのばし、保護者の方をサポートします。（保育士等が担当）

- 1) ふれあい教室 おおむね1歳6か月児から3歳児を対象
- 2) ぐんぐん教室 おおむね3歳児から5歳児を対象

### ③児童発達支援事業所「かしの木園」（通所受給者証が必要・利用料金が必要な場合があります。）

【櫃原市、高取町、明日香村の区域内に住所を有する小学校入学前の発達が気になる子どもと保護者の方で共に通園可能な方が対象】

◎専門職員により集団及び個別での療育を実施します。

（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、幼稚園教諭、心理士等が担当）

◎運動や言葉、行動等の発達が気になる子どもに応じ、保護者の方とともに持てる力が充分発揮できるように支援します。

### ④医師等による相談 【保護者・支援者が対象】（無料）

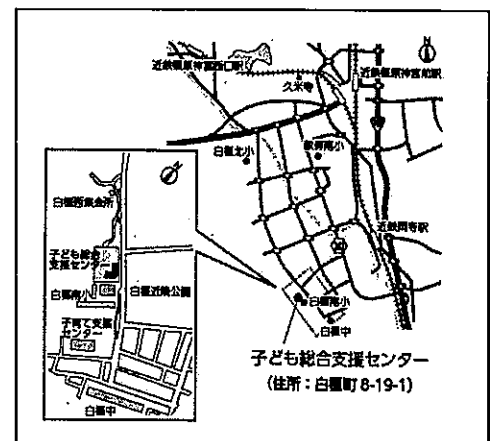
◎小児科医・精神科医・看護学科教授による相談が受けられます。

◎毎月 各1回実施（1回3枠1人30分～40分）  
《相談例》

小児科：夜尿、てんかん、肥満、低身長、内股、  
偏食など

精神科：落ち着きがない、感情のコントロールが  
苦手など

看護学科：育児に関する悩み事の相談やアドバイスなど



【問い合わせ先】 こども発達支援課 Tel.27-8122・27-8585

## <児童センター・児童館について>



### 白樺児童センター

◎児童に健全な遊びを与えその健康を図ると共に、豊かな情操を育むことを目的としています。

{場 所} 白樺町8-19-2 旧白樺南幼稚園

{利用日} 月曜日～金曜日

{時間・対象者}

9:00～12:00 小学校入学前の子どもと保護者(園庭及び体育室のみ開放)

13:00～16:30 小学1年～小学6年生

{内 容} ・季節行事、手づくり工作など実施

・体育室あそび(一輪車、なわとび、ブロックなど)

・室内あそび(小物づくり、ソリティア、オムニ、タングラム、ボードゲームなど)

・園庭あそび(竹馬、ホッピング、スクーター、バランスサーなど)



【問い合わせ先】 白樺児童センター TEL28-0675

### 飛騨児童館

◎児童の健全な遊びと創作・体験学習を通して豊かな情操と創造力の育成を図ることを目的とします。

{場 所} 飛騨町94-2

{利用日} 月曜日～金曜日

{時間・対象者}

10:00～12:00 小学校入学前の子どもと保護者

13:00～17:00 小学校入学前の子ども(保護者同伴)～小学6年生

{内 容} ・季節行事、手づくり創作

・体育館あそび ・室内遊び

・キャンプのつどい、館外学習(年1回)



【問い合わせ先】 飛騨児童館 TEL22-9484

### 大久保児童館

◎児童の健全な遊びと創作・体験学習を通して豊かな情操と創造力の育成を図ることを目的とします。

{場 所} 大久保町15-1

{利用日} 月曜日～金曜日

{時間・対象者}

10:00～12:00 小学校入学前の子ども(保護者同伴)

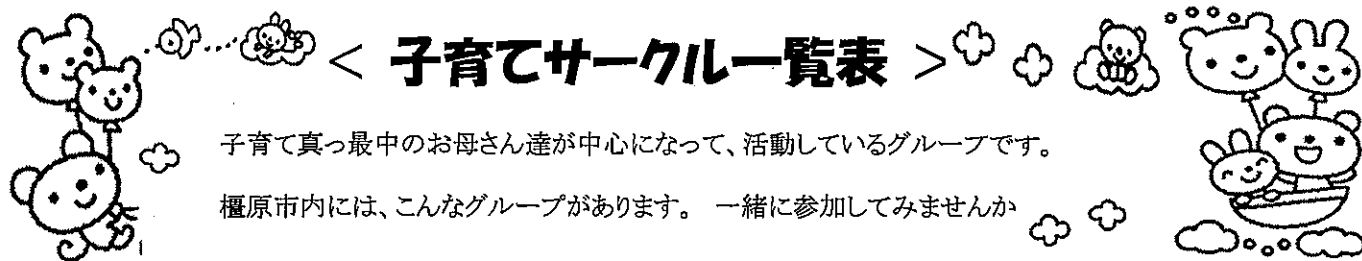
13:00～17:00 小学校入学前の子ども(保護者同伴)～小学6年生

{内 容} ・手づくり創作 ・サマーキャンプ ・秋の館外学習

・その他季節の行事

【問い合わせ先】 大久保児童館 TEL24-5243





子育て真っ最中のお母さん達を中心になって、活動しているグループです。

橿原市内には、こんなグループがあります。一緒に参加してみませんか

令和3年3月現在

| サークル名                   | 活動場所                         | 日 時                                | 会 費                           | 対象会員                        | 内 容                                                               |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| あいあい                    | 八木地区公民館等                     | 月1～2回(木曜)<br>10時～11時30分            | 年会費<br>500円                   | 1歳以上～未就園児<br>晩成小学校区内<br>在住  | 親子遊び・リトミック<br>創作遊び<br>絵本読み聞かせ 等                                   |
| 今井<br>キラキッズ             | 今井地区公民館                      | 月2～3回<br>10時～11時30分                | 年会費<br>500円                   | 1歳以上～未就園児<br>今井小学校区内在住      | 親子遊び・外遊び<br>ころころたまごさんの<br>「絵本読み聞かせ」<br>クリスマス会・お別れ会 等              |
| 子育てサークル<br>かしの木<br>KIDS | 真菅北幼稚園等                      | 毎月 1 回<br>10時～12時<br>(日により変動あり)    | 1回100円                        | 未就園児<br>真菅地区                | 絵本の読み聞かせ・紙芝居<br>手遊び・親子体操<br>クリスマス会<br>遠足・季節の製作 等                  |
| 子育てサークル<br>「いっぽ」        | 橿原中央公民館<br>(分館)<br>シルクの杜     | 月1回程度<br>(主に土日<br>9時～17時の<br>内3時間) | 年会費<br>200円                   | 病気や障がいのある<br>子どもとその家族       | 座談会、遠足、クリスマス会<br>勉強会 等                                            |
| サークル<br>ぽっぽ             | 耳成地区公民館                      | 月1回(水曜日)<br>10時～12時                | 年会費<br>1000円                  | 1歳～未就園児                     | 親子体操・手遊び・創作遊び<br>遠足・クリスマス会 等                                      |
| すくすく                    | コープ耳成2階<br>橿原中央公民館<br>リサイクル館 | 月1～2回程度<br>10時～12時                 | 前期500円<br>後期500円              | 未就園児                        | 遠足・野外活動・親子体操<br>創作遊び・絵本読み聞かせ<br>クリスマス会・お別れ会 等                     |
| ニコニコ<br>TWINS           | 橿原中央公民館<br>等                 | 2か月 1 回<br>主に土日の<br>10時～12時        | 年会費<br>500円                   | 双子を出産予定の<br>妊婦さん<br>双子の未就学児 | 交流会・親子遊び<br>季節の遊び<br>お楽しみ会 等                                      |
| ぽっかぽか                   | 真菅地区公民館<br>または<br>真菅幼稚園      | 月1～2回<br>10時～11時30分                | 年会費<br>700円<br><子ども一人<br>につき> | 1歳～未就園児<br>真菅小学校区内<br>在住    | 手遊び・工作<br>絵本の読み聞かせ<br>遠足・クリスマス会等<br>季節に応じた行事                      |
| 子育てサークル<br>リトル<br>エンジェル | 金橋地区公民館                      | 第 2・4 木曜日<br>10時～12時               | 1か月<br>100円                   | 未就園児                        | 遠足・クリスマス会・お別れ会<br>ころころたまごさんのお話の<br>会に参加・消防署見学等<br>※日時を変更する事があります。 |



【問い合わせ先】 子育て支援課 TEL22-8984

※ 対象者は市内在住の方に限ります。

## <家庭児童相談について>



### 家庭児童相談

◎18歳未満の児童の成長、行動、しつけなど様々な問題、心配ごとについての相談に応じています。養育、非行、育成、虐待などの相談にも対応します。

{場所}            子育て支援課    Tel22-8984  
{日時}            月曜日～金曜日      8:30～17:00

## <子育て短期支援事業について>

### ショートステイ・トワイライトステイ

- ◎ 保護者が、病気などで一時的にお子さんの養育が困難になったときに児童福祉施設で一時保護し、養育の支援をします。
- ・原則、事前登録、保護者負担が必要です。
  - ・事前登録は年度毎に必要です。

【問い合わせ先】 子育て支援課    Tel22-8984

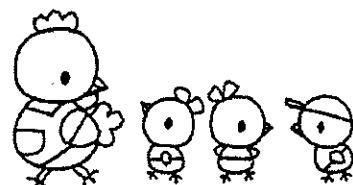
## <母子・父子・寡婦生活相談について>

- ◎ 母子・父子自立支援員が相談に応じ、母子・父子・寡婦家庭等の自立を支援します。

{場所}            子育て支援課    Tel22-8984  
{日時}            月曜日～金曜日      9:00～17:00

- ・就労支援、就業に向けた資格取得
- ・離婚、養育費の問題
- ・日常生活支援利用の登録

- ◎ 母子父子寡婦福祉資金の貸付相談



{場所}    橿原市常盤町605-5

【問い合わせ先】 奈良県中和福祉事務所    Tel48-3020

## <手当について>



### 児童手当

◎ 中学3年修了までの児童を養育している保護者に支給されます。

(公務員の方は職場で支給)

{手当額}

<児童一人につき月額>

- ・3歳未満:15,000円
- ・3歳以上小学校修了前第1子・第2子:10,000円
- ・3歳以上小学校修了前第3子以降:15,000円
- ・中学生:10,000円
- ・所得制限以上:5,000円

{支払時期}

6月、10月、2月

\* 施設に入所している児童の児童手当は施設に支給されます。

### 児童扶養手当

◎ 父または母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以降最初の3月31日まで(一定の障がいがある場合は20歳まで)の児童を監護している保護者に支給されます。なお、父または母と生計を同じくしていても、父または母に重度の障がいがある場合には支給されます。

\* 所得制限があります。

{手当額(月額)}

| 児童1人            | 児童2人            | 児童3人            |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 10,180円～43,160円 | 15,280円～53,350円 | 18,340円～59,460円 |

※手当額は所得等に応じて異なります。

児童が4人以上の時は、1人増えるごとに3,060円～6,110円が加算されます。

{支払時期} 1月、3月、5月、7月、9月、11月

### 特別児童扶養手当

◎ 20歳未満の身体または精神におおむね中程度以上の障がいのある児童を監護している保護者に支給されます。

\* 所得制限があります。

{手当額}

<児童一人につき月額>

- ・1級 52,500円
- ・2級 34,970円

{支払時期} 4月、8月、11月



【問い合わせ先】 子育て支援課 TEL22-8984

## <医療費の助成について>

### 子ども医療費助成制度

◎子育て支援・少子化対策のため、経済的・身体的な負担が大きい子どもの医療費について助成制度があります。

{対 象}

0歳～15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童



{助成内容}

#### ★乳幼児（現物給付）

①受診時に医療機関の窓口で健康保険証と受給資格証を提示し、一部負担金(※)を医療機関にお支払いください。

#### ★小・中学生（自動償還）

①受診時に医療機関の窓口で健康保険証と受給資格証を提示し、健康保険による自己負担額を医療機関にお支払いください。

②およそ3ヵ月後にご指定口座に一部負担金(※)を除いた助成金が自動的に振り込まれます。

ただし、入院時の食事代や保険適用外の費用（検診・予防接種・文書料・入院時の差額ベッド代）などは助成の対象とはなりません。

県外で受診された場合や、県内で受給資格証を提示せず受給された場合は、健康保険による自己負担額を医療機関に支払後、保険医療課にて申請が必要です。詳細については、保険医療課までお問い合わせください。

※ 一部負担金

★乳幼児の通院:1医療機関につき月500円

★小・中学生の通院:1医療機関につき月1,000円

調剤薬局は乳幼児、小・中学生ともに一部負担金はなし

★乳幼児、小・中学生の入院:1医療機関につき月1,000円

（2週間未満の入院の場合は月500円）

{申込み方法}

（子どもの）健康保険証、印鑑、助成金の振込口座のわかるものを添えて受給資格証の交付を申請してください。

申請には、子どもと扶養義務者の個人番号カードまたは個人番号通知カードおよび身分証明が必要です。

他市区町村から橿原市に転入された方は、（非）課税証明書などが必要となる場合がありますのでお問い合わせください。

※ 子ども医療費助成とは別に、未熟児を対象とした医療費助成も行っています。（未熟児養育医療制度）

詳細については、保険医療課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 分庁舎1階 保険医療課 ④番窓口 Tel.47-2640（直通）

## <健康増進課からのお知らせ>

### ☆妊娠中から乳幼児の健康診査・教室・相談について☆

◎妊娠中から乳幼児期を中心に健やかな子どもの育成のために

いろいろな母子保健事業をおこなっています。

★状況により内容が変更となることがあります。

#### ○母子健康手帳の交付

健康増進課(保健福祉センター北館4階)、妊産婦・乳幼児相談窓口(分庁舎2階⑦窓口)において随時交付。

#### ○妊娠判定受診料補助(市民税非課税世帯及び生活保護世帯の方が対象 受診前に申請が必要)

#### ○妊婦健康診査 委託医療機関及び助産所で実施。

#### ○妊婦歯科健診 市内委託医療機関で実施。(妊娠中に一回)

#### ○ママヘルプサービス

支援者の少ない産後6ヵ月未満の産婦が対象。

#### ○両親学級

年間6回実施。妊婦とその家族を対象に土曜日午前中に沐浴実習等を実施。

妊婦の心身の変化を知り夫婦で子育てについて考える教室。

#### ○妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導事業

妊婦や新生児・乳幼児・産婦の家庭を助産師や保健師が訪問し、母子の健康や育児について相談を実施。

#### ○こんにちは赤ちゃん訪問

生後3ヵ月頃までの乳児のいる家庭に訪問員が訪問し、育児に関する情報提供や相談を実施。

#### ○3ヵ月児健康診査・10ヵ月児健康診査 市内委託医療機関で実施。

#### ○6～7ヵ月児健康相談(6～7ヵ月児とその保護者)

身体計測、発育・発達の確認、希望者には離乳食や歯の手入れについて等の個別相談を実施。

#### ○1歳6ヵ月・3歳6ヵ月児健康診査

保健センターにおいて集団健診(問診・歯科健診)を受診した後、内科健診(計測・検尿・診察)を市内委託医療機関で実施。

#### ○離乳食教室

4ヵ月頃の乳児を持つ保護者を対象に離乳食の話を実施。

#### ○歯の健康教室

2歳児を対象に歯科健診、相談、ブラッシング指導やフッ化物塗布(希望者)等を行います。

#### ○すこやか子ども相談

妊産婦・乳幼児に対し、保健師、助産師、管理栄養士、心理士の個別相談(要予約)。

#### ○電話相談

子育てに関する疑問や悩みなどについて、電話による相談を行います。

【問い合わせ先】 健康増進課 TEL22-8331

# ☆予防接種について☆

～かかりつけ医と相談しスケジュールをたて、対象年齢になればできるだけ早く接種しましょう～

## ①定期予防接種の対象と時期(法令の改正により変更されることがあります)

〈乳幼児〉

| 接種場所          | 予防接種名                               |            |     | 対象期間                                                                               | 標準的な接種時期・間隔                                                            |  |
|---------------|-------------------------------------|------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--|
| 市内委託医療機関(予約制) | ロタウイルス<br>感染症<br>※右記のどちらか           | ロタ<br>リックス | 1回目 | 生後2か月以上                                                                            | 生後2か月～出生14週6日後まで                                                       |  |
|               |                                     |            | 2回目 | 出生24週0日後                                                                           | 1回目接種翌日から28日目以降に                                                       |  |
|               |                                     | ロタ<br>テック  | 1回目 | 生後2か月以上                                                                            | 生後2か月～出生14週6日後まで                                                       |  |
|               |                                     |            | 2回目 | 出生32週0日後                                                                           | 1回目接種翌日から28日目以降に                                                       |  |
|               |                                     |            | 3回目 |                                                                                    | 2回目接種翌日から28日目以降に                                                       |  |
|               | ヒブ感染症 1回目                           |            |     | 生後2か月以上<br>5歳未満                                                                    | ・生後2か月～7か月未満で接種開始<br>・前回の接種翌日から28日目～57日目に接種<br><br>3回目接種後7か月～13か月の間に接種 |  |
|               | ヒブ感染症 2回目                           |            |     |                                                                                    |                                                                        |  |
|               | ヒブ感染症 3回目                           |            |     |                                                                                    |                                                                        |  |
|               | ヒブ感染症 追加                            |            |     |                                                                                    |                                                                        |  |
|               | 小児用肺炎球菌 1回目                         |            |     | 生後2か月以上<br>5歳未満                                                                    | ・生後2か月から7か月未満で接種開始<br>・前回の接種翌日から28日目以降に接種                              |  |
|               | 小児用肺炎球菌 2回目                         |            |     |                                                                                    |                                                                        |  |
|               | 小児用肺炎球菌 3回目                         |            |     |                                                                                    |                                                                        |  |
|               | 小児用肺炎球菌 追加                          |            |     | 1歳以上5歳未満                                                                           | ・1歳以上1歳3か月未満<br>・3回目接種後61日目以降に接種                                       |  |
|               | B型肝炎 1回目                            |            |     | 生後2か月以上<br>1歳未満                                                                    | 生後2か月～9か月未満                                                            |  |
|               | B型肝炎 2回目                            |            |     |                                                                                    | 生後2か月～9か月未満<br>1回目接種翌日から28日目以降に接種                                      |  |
|               | B型肝炎 3回目                            |            |     |                                                                                    | 1回目接種翌日から140日目以降に接種                                                    |  |
|               | 四種混合 1期初回1回目<br>*ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ |            |     | 生後3か月以上<br>7歳6か月未満                                                                 | ・生後3か月～1歳未満<br>・前回の接種翌日から21日目～57日目に接種<br><br>3回目接種後1年～1年半の間で接種         |  |
|               | 四種混合 1期初回2回目                        |            |     |                                                                                    |                                                                        |  |
|               | 四種混合 1期初回3回目                        |            |     |                                                                                    |                                                                        |  |
|               | 四種混合 1期追加                           |            |     |                                                                                    |                                                                        |  |
|               | BCG                                 |            |     | 生後3か月以上<br>1歳未満                                                                    | 生後5か月～8か月未満                                                            |  |
|               | 麻しん・風しん混合 1期                        |            |     | 1歳以上2歳未満                                                                           | 1歳になったら早めに                                                             |  |
|               | 麻しん・風しん混合 2期                        |            |     | 5歳以上7歳未満かつ幼稚園・保育施設の年長にあたる1年間<br>(H27年4月2日～H28年4月1日生まれ)<br>接種期限:R3年4月1日からR4年3月31日まで |                                                                        |  |
|               | 水痘 1回目                              |            |     | 1歳以上3歳未満                                                                           | 1歳～1歳3か月未満                                                             |  |
|               | 水痘 2回目                              |            |     |                                                                                    | (1回目から6か月～1年の間で接種)                                                     |  |
|               | 日本脳炎 1期初回1回目                        |            |     | 3歳以上<br>7歳6か月未満                                                                    | ・3歳～4歳未満                                                               |  |
|               | 日本脳炎 1期初回2回目                        |            |     |                                                                                    | ・1回目接種翌日から7～29日目で接種                                                    |  |
|               | 日本脳炎 1期追加                           |            |     |                                                                                    | ・4歳～5歳未満<br>・2回目接種終了後おおむね1年で接種                                         |  |

★乳幼児期分の予診票は、生後2か月ごろに送付します。

★接種前に、「予防接種と子どもの健康」などの説明書(予診票と同封)を必ず読んでください。

## 〈児童・生徒〉

| 接種場所              | 予防接種名                              | 対象期間（標準的な接種時期）                                                                                                                               |
|-------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市内委託医療機関<br>（予約制） | 日本脳炎 2期                            | 9歳以上 13歳未満（標準的には9歳～10歳未満で接種）                                                                                                                 |
|                   | 二種混合 2期                            | 11歳以上 13歳未満（標準的には11歳～12歳未満で接種）                                                                                                               |
|                   | 子宮頸がん予防ワクチン 1回目                    | 中学1年生～高校1年生相当の年齢の女子<br>（標準的には中学1年生で接種）                                                                                                       |
|                   | 子宮頸がん予防ワクチン 2回目<br>子宮頸がん予防ワクチン 3回目 | サーバリックス 2回目は1回目から1か月後<br>3回目は1回目から6か月後<br>ガーダシル 2回目は1回目から2か月後<br>3回目は1回目から6か月後<br>※令和3年4月現在、積極的な勧奨を差し控えていますが、希望者に予診票を送付しますので、健康増進課までご連絡ください。 |

**日本脳炎特例措置** ※初回接種日によって接種間隔が変わりますので、医療機関にてご相談ください。

★平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ（対象期間：20歳になる前日まで）

1期3回と2期1回のうち不足分を接種することができます。

★平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ（対象期間：9歳以上 13歳になる前日まで）

1期3回と2期1回のうち不足分を接種することができます。

## ②定期予防接種のすすめ方

### ○予防接種を受ける順番を決めるポイントは次の3つです。

- 1) 接種期間が短いものや、かかりやすい病気の予防接種から優先的に接種する。
- 2) 対象年齢、接種間隔を守る。  
（予診票とともに配布している冊子「予防接種と子どもの健康」をご確認ください）
- 3) 無理せずお子さまの体調のよいときに受ける。

市内委託医療機関に予約の必要性等について事前に確認のうえ、母子健康手帳・予診票を持参し、接種してください。

### ○かかりつけ医が奈良県立医科大学附属病院や市外の場合

かかりつけ医が奈良県立医科大学附属病院や市外であり、その医療機関にて接種を希望する場合は接種前に必ず健康増進課での手続きが必要です。電話等で接種可能な医療機関かどうかの確認後、母子健康手帳と予診票を持参のうえ、接種日までに余裕を持って健康増進課（保健福祉センター北館4階）または、妊産婦・乳幼児相談窓口（分庁舎2階⑦窓口）へお越しください。

### ○予診票をお持ちでない場合

紛失等で予診票をお持ちでない場合、予診票を発行しますので、母子健康手帳を持参し、健康増進課（保健福祉センター北館4階）または、妊産婦・乳幼児相談窓口（分庁舎2階⑦窓口）へお越しください。

【問い合わせ先】 健康増進課 TEL22-8331

## ☆休日夜間応急診療所の利用について☆

昼間から熱があり体調が悪かったのに、医療機関を受診せずに、夜になって救急医療機関に受診する方が多くおられます。このようなことで、救急医療機関での救急患者の受け入れに支障がおこることになります。

夜間や休日の急な病気の場合は、まず、橿原市休日夜間応急診療所を受診するようにしましょう。

また、病気を重くしないためにも、日頃の状態をよくわかっているかかりつけ医院などに早めに受診するようにこころがけましょう。

### ◆ 一般医療機関が診療時間外するとき

#### ①奈良県救急安心センター相談ダイヤル「#7119」

プッシュ回線・携帯電話 #7119

ダイヤル回線・IP電話(0744-20-0119)

救急車を呼ぶか、病院で受診した方がよいか？応急手当の仕方がわからない、近くの医療機関が知りたい。など、ご相談ください。相談員や看護師がアドバイスします。(24時間受付)

#### ②こども救急電話相談「#8000」

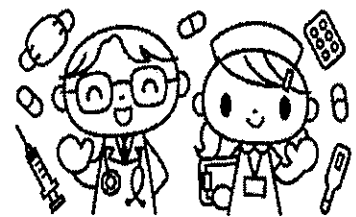
プッシュ回線・携帯電話 #8000

ダイヤル回線・IP電話(0742-20-8119)

《日時》平日:18時～翌朝 8時 土曜日:13時～翌朝 8時

日・祝・年末年始(12/29～1/3): 8時～翌朝 8時

《対象》15歳未満の子ども(急な発熱など子どもの急病時に受診した方がよいのか、様子をみても大丈夫なのか、看護師(必要に応じて小児科医)が電話でアドバイスします。



#### ③橿原市休日夜間応急診療所(Tel.22-9683)の受診

| 開設日                        | 診療科目 | 診療時間               |
|----------------------------|------|--------------------|
| 日曜・祝日・8月15日<br>12月29日～1月3日 | 内科   | 午前10時～正午まで         |
|                            |      | 午後 1時～午前 0時まで      |
|                            | 小児科  | 午前10時～正午まで         |
|                            |      | 午後 1時～翌日午前 6時まで    |
|                            | 歯科   | 午前10時～正午まで         |
|                            |      | 午後 1時～午後 9時まで      |
| 上記を除く平日                    | 内科   | 午後 9時30分～午前 0時まで   |
|                            | 小児科  | 午後 9時30分～翌日午前 6時まで |

※ 受付時間は、診療開始・終了の30分前です。

※ 持参品 保険証・資格証・現金

なお、緊急時は119へ。

【問い合わせ先】 健康増進課 Tel.22-8331

## <社会教育課からのお知らせ>

### 家庭教育支援講座

◎公立幼稚園や子ども園・市中央体育館を使って、親子で遊びを通し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会を提供します。

◎子育ての悩みを話し合う場を提供します。

◎詳細については広報かしはらでお知らせします。



### リズム遊びⅠ

※各5組

| 開催日           | 開催場所        | 対象者                                               |
|---------------|-------------|---------------------------------------------------|
| 6月16日 (水) 午前  | 畝傍北幼稚園 (第4) | 開催場所(園)の園区にお住まいの未就園児と保護者<br>※各園の未就園児の親子登園者は申込み不要。 |
| 6月17日 (木) 午前  | 畝傍南幼稚園      |                                                   |
| 6月24日 (木) 午前  | 耳成南幼稚園      |                                                   |
| 6月30日 (水) 午前  | 晩成幼稚園       |                                                   |
| 7月15日 (木) 午前  | 新沢幼稚園 (第5)  |                                                   |
| 9月2日 (木) 午前   | 白櫃幼稚園       |                                                   |
| 9月9日 (木) 午前   | 畝傍東幼稚園      |                                                   |
| 9月14日 (火) 午前  | 耳成西幼稚園      |                                                   |
| 9月15日 (水) 午前  | 耳成幼稚園       |                                                   |
| 9月16日 (木) 午前  | 今井幼稚園 (第2)  |                                                   |
| 9月21日 (火) 午前  | 金橋幼稚園 (第3)  |                                                   |
| 10月19日 (火) 午前 | 真菅幼稚園       |                                                   |
| 10月26日 (火) 午前 | 真菅北幼稚園      |                                                   |
| 10月28日 (木) 午前 | 香久山幼稚園      |                                                   |
| 11月16日 (火) 午前 | 鴨公幼稚園 (第1)  |                                                   |

※10時前後から正午まで(園により異なります)

### 体育遊びⅠ

※各30組

| 開催日          | 開催場所  | 対象者                      |
|--------------|-------|--------------------------|
| 5月29日 (土) 午前 | 中央体育館 | 市内在住の2歳以上の幼児(小学生兄弟可)と保護者 |
| 11月6日 (土) 午前 |       |                          |
| 12月4日 (土) 午前 |       |                          |

※午前10時から12時まで

### 赤ちゃんとおそぼう

※4回連続講座 10組

| 開催日          | 開催場所       | 対象者                |
|--------------|------------|--------------------|
| 6月6日 (日) 午前  | 中央公民館和室・講堂 | 開催初日時点で1歳未満の子どもと両親 |
| 6月20日 (日) 午前 |            |                    |
| 7月4日 (日) 午前  |            |                    |
| 7月18日 (日) 午前 |            |                    |

※午前10時から12時まで





## ビギナーママプログラム

※4回連続講座 ①・②各6組

| 開催日          | 開催場所    | 対象者                     |
|--------------|---------|-------------------------|
| 5月12日 (水) ①  | 中央公民館和室 | 開催初日時点で生後2ヶ月～5ヶ月の子どもと母親 |
| ②            |         |                         |
| 5月19日 (水) ①  |         |                         |
| ②            |         |                         |
| 5月26日 (水) ①  |         |                         |
| ②            |         |                         |
| 6月2日 (水) ①   | 中央公民館和室 | 開催初日時点で生後2ヶ月～5ヶ月の子どもと母親 |
| ②            |         |                         |
| 11月10日 (水) ① |         |                         |
| ②            |         |                         |
| 11月17日 (水) ① |         |                         |
| ②            |         |                         |
| 11月24日 (水) ① | 中央公民館和室 | 開催初日時点で生後2ヶ月～5ヶ月の子どもと母親 |
| ②            |         |                         |
| 12月1日 (水) ①  | 中央公民館和室 | 開催初日時点で生後2ヶ月～5ヶ月の子どもと母親 |
| ②            |         |                         |

※①は10時から正午まで ②は1時から3時まで

## 通園グッズ作り&みんなであそぼ!

※4回連続講座 ①・②各10組

| 開催日          | 開催場所            | 対象者                                                                 |
|--------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------|
| 9月10日 (金) ①  | 中央公民館軽運動室・第3会議室 | 市内在住、令和4年度入園(所)予定の子ども(H29/4/2～H31/4/1生まれ)と保護者で、幼稚園(保育所)は私立・公立どちらも可。 |
| ②            |                 |                                                                     |
| 9月24日 (金) ①  |                 |                                                                     |
| ②            |                 |                                                                     |
| 10月8日 (金) ①  |                 |                                                                     |
| ②            |                 |                                                                     |
| 10月22日 (金) ① |                 |                                                                     |
| ②            |                 |                                                                     |

※①は午前10時から12時、②は午後1時から3時

※お子さんの遊びの教室と並行して、保護者は別室での子育て講座を行います

## はればれ子育てプログラム

※4回連続講座 10人

| 開催日          | 開催場所         | 対象者                |
|--------------|--------------|--------------------|
| 6月8日 (火) 午前  | 中央公民館研修室・講座室 | 3歳未満を含む2人以上の子どもの母親 |
| 6月15日 (火) 午前 |              |                    |
| 6月22日 (火) 午前 |              |                    |
| 6月29日 (火) 午前 |              |                    |

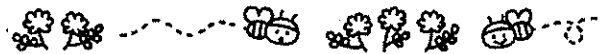
※午前10時から12時まで



企画運営 榎原市地域家庭教育推進協議会

【問い合わせ先】 社会教育課 TEL29-6991 Fax26-2555

## <障がい福祉課からのお知らせ>



### ☆障害者手帳のご紹介

#### 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいがある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。手帳には障がいの部位や等級(1級～6級)が記載されます。

身体障害者手帳の交付を受けるには、指定医師に相談、受診の上、所定の診断書を作成していただく必要があります。診断書の用紙は障がい福祉課にあります。指定医師の所属する病院などについては、障がい福祉課にお問い合わせください。

#### 療育手帳(知的障がい)

療育手帳は、知的障がいのある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

手帳には障がいの程度に応じた区分が記載されます。

療育手帳の交付を受けるには、判定機関での判定が必要です。

- ・18歳未満で、初めて手帳の交付申請をする場合は、まず、高田こども家庭相談センターに相談してください。

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。手帳には、障がいに応じた等級(1級～3級)が記載されます。

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには、医師に相談、受診の上、所定の診断書を作成していただく必要があります。なお、障害年金を受給している方、特別障害給付金を受給している方は、障害年金証書の写し、又は、特別障害給付金受給資格者証の写しがあれば、医師の診断書がなくても申請できます。

### ☆障害児福祉手当

身体または精神に重度の障がいのある20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に対し、手当が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、支給の制限があります。

- ・児童入所施設又は社会福祉施設などに入所している場合
- ・障がいを支給事由とする年金を受給している場合
- ・本人あるいは家族に一定以上の所得がある場合

{支給額}

月額 14,880円(変更される場合があります)

{支給時期} 年4回(2月・5月・8月・11月に3ヵ月分まとめて口座振込)



【問い合わせ先】 分庁舎2階 障がい福祉課 Tel.20-0015

## <放課後児童クラブ(学童クラブ)について>

◎就労などによって保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

・申込み等については、各放課後児童クラブに直接申請してください。利用料負担が必要です。

### 放課後児童クラブ一覧表

※開所時間の長期休暇中は、春・夏・冬休みのことです。  
※開所日、開所時間は変更になる場合があります。

|    | 名称          | 所在地         | 電話番号               | 開所時間        |            |            |
|----|-------------|-------------|--------------------|-------------|------------|------------|
|    |             |             |                    | 平日          | 土曜日        | 長期休暇中      |
| 1  | 畝傍南児童クラブ    | 見瀬町         | 27-1911            | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 2  | 畝傍北児童クラブ    | 大久保町        | 21-3205            | 放課後～18:30   | 9:00～17:00 | 7:30～18:30 |
| 3  | 鴨公児童クラブ     | 醍醐町         | 29-9399            | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 4  | 晩成児童クラブ     | 小房町         | 25-3336            | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 5  | 耳成児童クラブ     | 葛本町         | 24-4819            | 放課後～19:00   | 8:00～17:30 | 8:00～19:00 |
| 6  | 今井児童クラブ     | 今井町         | 24-8123            | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 7  | 真菅児童クラブ     | 曾我町         | 23-5957            | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 8  | 金橋児童クラブ     | 雲梯町         | 23-7103<br>57-9406 | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 9  | 香久山児童クラブ    | 膳夫町         | 22-3315            | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 10 | 新沢児童クラブ     | 川西町         | 28-4520            | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 11 | 白樫児童クラブ     | 白樫町         | 28-0675            | 放課後～18:30   | 8:00～18:30 | 8:00～18:30 |
| 12 | 耳成南児童クラブ    | 山之坊町<br>常盤町 | 29-3137<br>29-7172 | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 13 | 真菅北児童クラブ    | 大垣町         | 25-1501            | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 14 | 畝傍東児童クラブ    | 石川町<br>大軽町  | 28-5554<br>28-0333 | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 15 | 耳成西児童クラブ    | 上品寺町        | 25-7013            | 放課後～19:00   | 7:30～19:00 | 7:30～19:00 |
| 16 | ともえ学園内児童クラブ | 田中町         | 24-5554            | 放課後～19:00   | 8:00～15:00 | 7:00～19:00 |
| 17 | 愛育保育園内児童クラブ | 見瀬町         | 28-0567            | 12:00～19:00 | 8:00～17:00 | 8:00～19:00 |

【問い合わせ先】 各放課後児童クラブまたは子育て支援課 TEL22-8984

## <図書館のおはなしイベント>

図書館では、児童サービスとして、おはなし会などの催しを行い、子どもたちと本との出会いのきっかけづくりや本を通じての親子のコミュニケーションの応援に取り組んでいます。



### ◇ おはなし会 - ひとりでおはなしが聞けるようになったら -

橿原おはなしの会、橿原市図書館ボランティアの会と連携して、実施しています。  
子どもたちだけでおはなしを聞いたり、紙芝居を楽しみます。

- ・ 日時 毎週土曜日 午前 11時～(約30分間)
- ・ 定員 10名(事前に申込が必要。定員に達しない場合は当日先着順)
- ・ 場所 図書館 1階 おはなし室
- ・ 内容 絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、紙芝居など
- ・ 対象 第1・2土曜日 ちいさいこの日 (おおむね3歳～5歳)  
第3・4土曜日 おおきいこの日 (おおむね小学生以上)  
第5土曜日(ある月のみ) 大人も一緒におはなし会  
※ 第5土曜日のみ大人も入室できます。

《おはなし会に参加してスタンプを集めましょう。スタンプの数に応じてプレゼントもあります》

### ◇ 赤ちゃんとおはなし会

赤ちゃん向けのおはなし会です。おひざにだっこで一緒におはなしを聞きましょう。

- ・ 日時 毎月 第2水曜日 午前11時～(約20分間)
- ・ 定員 10名(事前に申込が必要。定員に達しない場合は当日先着順)
- ・ 場所 図書館 1階 おはなし室
- ・ 内容 乳幼児向け絵本の読み聞かせや手遊びなど
- ・ 対象 乳幼児とその保護者



◇ 開催場所や時間等に変更する場合があります

◇ チラシやホームページ、「広報かしはら」等をご覧ください

【問い合わせ先】 橿原市立図書館 TEL29-2121

<https://www.city.kashihara.nara.jp/>

## <「Heartful Network りんくノート」のご案内>

「Heartful Network りんくノート」(A4版サイズ)は、発達のゆるやかさや発達障がいのある子ども等の成長を記録し、家族を含めた子どもに関わる者同士が子どもについての共通理解を深め、社会自立を目指した必要な支援を考えたり引き継いだりできるように作成しています。

相談機関、学校、福祉サービス事業所、行政窓口、医療機関などで、このりんくノートを提示していただくと、支援者と共にこれまでの情報や現状を確認できます。

<下記の機関で無料配布中!!>

・・・市外局番(0744)・・・

|                               |                            |                          |             |
|-------------------------------|----------------------------|--------------------------|-------------|
| 橿原市役所分庁舎<br>子育て総合窓口<br>障がい福祉課 | Tel 47-3260<br>Tel 20-0015 | 橿原市<br>保健福祉センター<br>健康増進課 | Tel 22-8331 |
| 橿原市子ども<br>総合支援センター            | Tel 27-8122<br>Tel 27-8585 |                          |             |

・・・様式はホームページからのダウンロードもできます・・・

橿原市役所のホームページ <https://www.city.kashihara.nara.jp/>から、「りんくノート」で検索してください。

Heartful Network りんくノートのダウンロード をクリック

必要なページを印刷してご利用ください。

「りんくノート」のQRコードはこちらです。

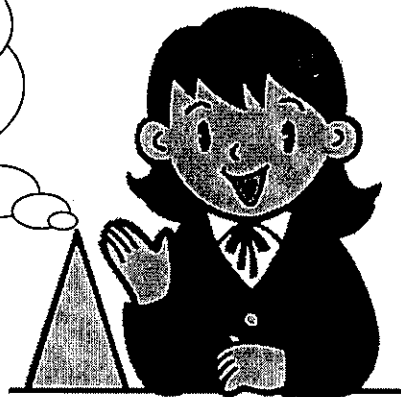


# 青少年の健全育成を!!

親と子の心のきずな、結ばれていますか？

## 教 育 相 談 活 動

ひとりで悩まないで、  
青少年センターに  
ご相談ください



橿原市青少年センターでは、青少年をめぐる様々な問題に応じた相談活動や非行防止活動を通じて、青少年の健やかな成長をめざしています。

健全育成  
活動

指導委員  
等の活動

環境浄化  
活動

広報啓発  
活動

進めよう  
愛の一声運動



### ☆ 保護者のみなさんへ

- ◇ 子どもの「しつけ」は家庭からです
- ◇ 子どもは親の姿を見て育ちます
- ◇ 愛情をもって叱りましょう
- ◇ 心から「ほめる」ことも大切です
- ◇ 困難に負けない子を育てましょう
- ◇ 家庭の温かい雰囲気作りに努めましょう

橿原市教育委員会 青少年センター

橿原市久米町652-2(橿原市商工経済会館 5階)

TEL0744-28-3666 FAX0744-28-3775

# 気軽に電話したり、 話しに来てたりしてください

## ■ 学校生活のこと

- 学業や進路で悩んでいる
- 学校になじめない 登校できない
- 先生に話がしにくい
- 集団生活や友だちとの遊びが苦手である
- いじめを受けている



## ■ 家庭生活のこと



- 子どもが口答えをし、親の話を聞かない
- 親が暴力を振るう（親に暴力を振るう）
- 「しつけ」に自信がもてない
- 朝、起きられない
- 食欲がないなど

## ■ 反社会的なこと

- 家の金品を持ち出す
- 喫煙や万引きをする
- 薬物乱用をする
- 家出・外泊をするなど



電話 28-3666

相談ご希望の方は、

お電話、または青少年センターまでお越しください

お越しの場合は、事前にお電話ください。

（相談内容の秘密は守ります）

相談日

毎週：月・火・水・木・金曜日（祝祭日を除く）

時間

午前 9時～午後 4時

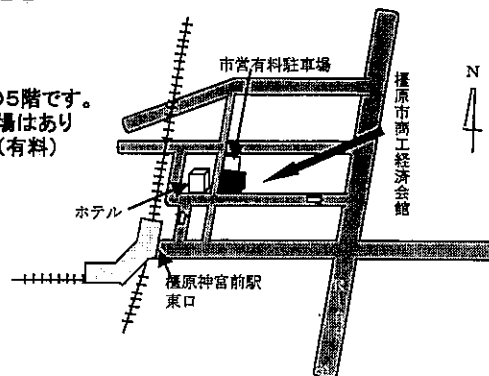
相談場所

橿原市青少年センター

橿原市商工経済会館5階 / 橿原市久米町 652-2

Tel.0744-28-3666 Fax.0744-28-3775

橿原市商工経済会館の5階です。  
青少年センターの駐車場はありませんが、市営駐車場（有料）があります。



# 〈ファミリー・サポート・センター事業について〉

## 会員を募集しています！！

子育てを「支援してほしい」、「応援したい」という人がそれぞれ会員となり、地域で会員相互が援助し合えるよう支援する事業です。センターでは、登録された会員の中から条件や要望にあった会員同士を紹介します。

### ☆会員の種類と条件

- ・檀原市在住でファミリー・サポート・センター事業に賛同していただける方。
- ・資格・性別は問いません。登録料は無料です。

|                    |                                                    |
|--------------------|----------------------------------------------------|
| 依頼会員<br>(支援してほしい人) | 原則として1歳から小学生の乳幼児・児童がいる方。                           |
| 援助会員<br>(応援したい人)   | 心身ともに健康で子育てに理解のある、20歳以上の方<br>子育ての援助ができる方。経験は問いません。 |
| 両方会員               | 依頼会員と援助会員の両方を兼ねる。                                  |

### ☆援助できる内容

- \* 保育施設の保育開始前・終了後、子どもを預かること。
- \* 保育施設までの送迎を行うこと。
- \* 学校終了後、子どもを預かること。
- \* 放課後児童クラブ・塾の送迎を行うこと。
- \* 終日、子どもを預かること。



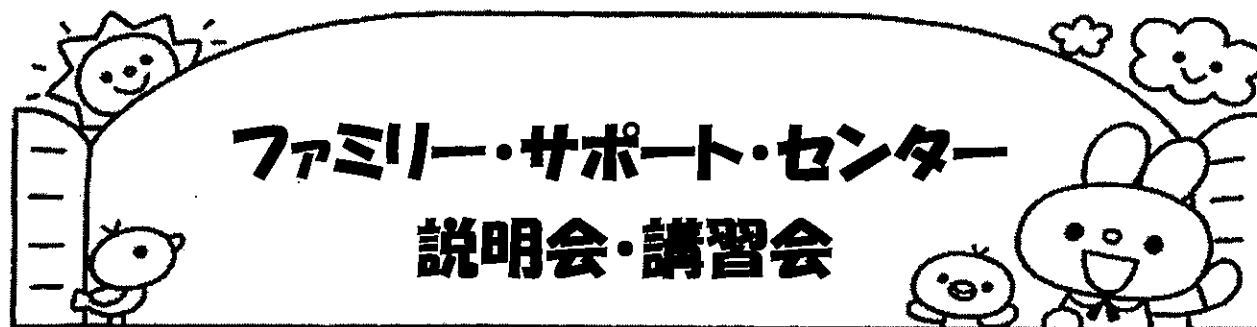
### ☆利用料金について

| 区 分              |                              | 時 間    | 報酬額<br>(対象児童1人につき) |
|------------------|------------------------------|--------|--------------------|
| 平 日<br>(月曜日～金曜日) | 8時～18時                       | 一時間あたり | 600円               |
|                  | 上記以外の時間                      | 一時間あたり | 700円               |
| 休 日              | 土・日・祝日<br>年末年始(12月29日～1月 3日) | 一時間あたり | 800円               |

料金は活動終了後、依頼会員が援助会員に直接支払います。

- ☆ 子どもを預かる場所は、原則として援助会員の家庭です。
- ☆ 万が一の事故に備えて、会員はファミリー・サポート・センター補償保険に加入します。  
(サービス提供会員傷害保険・賠償責任保険・依頼子ども傷害保険)
  - ・保険料の個人負担はありません。
  - ・自家用車での援助活動は、賠償責任保険適用外です。

【申込み・問い合わせ先】 こども広場 Tel47-2330



◎ファミリー・サポート・センターの会員になるには説明会・講習会の受講が必要です。

☆ 開催場所 ☆ かしはらナビプラザ 3階 こども広場

☆ 開催時間 ☆ 13時30分～15時

講習会は、説明会終了後から開始します。

| 開催日            |
|----------------|
| 4月 8日 (木)      |
| 5月 6日 (木)      |
| 6月 3日 (木)      |
| 7月 1日 (木)      |
| 8月 5日 (木)      |
| 9月 2日 (木)      |
| 10月 7日 (木)     |
| 11月 4日 (木)     |
| 12月 2日 (木)     |
| 令和4年 1月 6日 (木) |
| 2月 3日 (木)      |
| 3月 3日 (木)      |

☆ 説明会 ☆

対象者…依頼会員・援助会員・両方会員

内 容…「ファミリー・サポート・センター会則」について

☆ 講習会 ☆

対象者…援助会員・両方会員

内 容…「子どもの発達と病気」「事故防止」について

※年度内に普通救命講習受講が必要です。

☆ 持 参 ☆

会員登録と会員証発行のため、印鑑と会員になる方  
(保護者)の写真2枚 (3cm×2.5cm)

☆ 申 込 ☆

左記の開催日に都合の悪い場合は、臨時で説明会・  
講習会を行います。

☆ 無償化の対象者 ☆

0～2歳児の子どものうち市町村民税非課税世帯、または  
3～5歳児であって、市町村から「保育の必要性の認定」  
を受けた場合は無償化の対象となります。(対象となる  
ためには、事前の申請が必要です)

【申込み・問い合わせ先】 こども広場 Tel47-2330

# 子どもへの虐待を未然に防ぎましょう



児童虐待の未然防止は、早期発見・早期対応・早期支援が  
こどもやその家族にとって何よりも救いとなります。

～だれもがやれることから始めましょう～

子どものこんなサインを見落としていませんか？



「変だな」「何かおかしいな」「いつもと違うな」と感じたら

- 「どうしたの？」と一声かけましょう。
- ためらわずに関係機関に知らせましょう。

知らせた内容が間違っているても、「通報」は子どもを守る  
ためのものです。  
法律により連絡（通報）した人の秘密は必ず守られます。

| 関係機関           | 連絡先                    | 備考              |
|----------------|------------------------|-----------------|
| ★子育て支援課        | 0744-22-8984(平日)       | 橿原市内膳町 1-1-60   |
| ★橿原市役所         | 0744-22-4001(休日・夜間)    | 橿原市八木町 1-1-18   |
| ★高田こども家庭相談センター | 0745-22-6079(平日)       | 大和高田市大中 17-6    |
| ★中央こども家庭相談センター | 0742-26-3788(休日・夜間)    | 奈良市紀寺町 833      |
| ★橿原警察署・生活安全課   | 0744-23-0110           | 橿原市四条町 618-1    |
| ★児童相談所虐待対応ダイヤル | 189(いちはやく)             | 児童虐待に関する情報提供    |
| ★児童相談所相談専用ダイヤル | 0570-783-189(なやみいちはやく) | 子どもの福祉に関する様々な相談 |

★地域の民生委員(児童委員)

★保育所(園)・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校

地域みんなで

若者  
応援

子育て家庭のみなさま！

なら子育て応援団

をご存じですか？

なら子育て応援団

フレー！

フレー！



なら子育て応援団キャラクター



NARA PREFECTURE

奈良県

# なら子育て応援団とは？

利用登録者

30,939名

平成30年  
3月31日現在

奈良県が実施する子育て支援の取組の一つで、企業・団体等が様々なサービスを提供することで妊婦の方や子育て家庭を応援する制度です。

利用者が「なら子育て応援団」ホームページからロゴマークを取得し、協賛店舗（応援団員）で提示することでサービスが受けられる仕組みです。

利用者（対象者）は、県内在住の以下のみなさまです。

●18歳未満の子どもがいる家族

●妊婦の方とその家族

また、全都道府県で実施されている同様の取組を「子育て支援パスポート事業」と位置づけており、ロゴマークを提示することで全国で利用いただけます。

応援団員

1,745店舗

## なら子育て応援団ロゴマークで お得なサービスを受けよう！



### Q どんなサービスが受けられるの？

A うどんチェーン店でのミニうどん無料サービス、ハンバーガー店での特別価格での提供、金融機関での金利優遇、マンション等の仲介手数料割引、各店舗でのミルクのお湯の提供や、キッズコーナーの設置等、様々なサービスを受けることができます。

### Q どうやって利用するの？

A 以下のホームページからロゴマークを取得し、ロゴマークの入った画面や印刷したものを協賛店舗で提示することでサービスを受けることができます。また、ロゴマークを取得する際にメールマガジンの配信を希望された方には、県や市町村、地域の子育てイベント情報等をお届けします。

2019年4月1日から、「なら子育て応援団」のホームページが  
スマートフォンにも対応し、見やすくなります！

ロゴマーク取得と詳しい内容については、なら子育て応援団ホームページをご覧ください。

パソコン・スマホ

<https://www.kosodate.pref.nara.jp>



携帯電話

<https://www.kosodate.pref.nara.jp/m/>

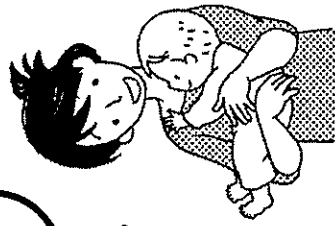
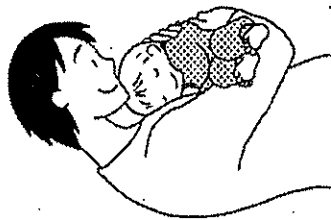


お問い合わせ先

奈良県福祉医療部子ども・女性局女性活躍推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL:0742-27-8603

# 榎原市 子育て世代包括支援センター



妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない継続的な把握・相談・情報提供・助言・支援プランの作成と関係機関との連絡・調整を図ります

**子育て総合窓口**  
市役所分庁舎 2階(内膳町)  
TEL 47-3260

- ◆こども未来課(TEL 25-2790)
  - \* 保育の相談
  - \* 妊娠期から小学校修了までのサービス等の情報提供

◆子育て支援課(TEL 22-8984)

- \* 児童手当・児童扶養手当  
特別児童扶養手当
- \* 家庭児童相談
- \* 母子・父子・寡婦生活相談

◆妊産婦・乳幼児相談窓口

母子健康手帳の交付や健診・相談・教室  
予防接種の情報提供及び手続き等

**妊産婦・乳幼児相談窓口**  
保健福祉センター 北館4階(畝傍町)

- ◆健康増進課(TEL 22-8331)
  - \* 母子健康手帳の交付
  - \* 健診(乳幼児・妊婦・妊婦歯科)

\* 予防接種

- \* 相談・訪問・教室
- \* 妊産婦への電話による状況把握
- \* 産後の家事援助サービス
- \* 一般不妊治療費・不育治療費の助成
- \* 妊娠判定受診料の助成

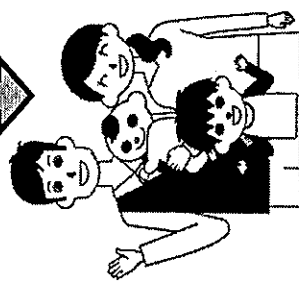
**子ども総合支援センター**  
(白檀町)

◆こども発達支援課  
(TEL 27-8122)  
(TEL 27-8585)

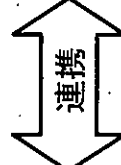
- \* 発達相談・教育相談
- \* 幼児療育教室
  - ・ 1歳6か月～5歳児を対象に遊びを通して経験を広げる
- \* 個別療育・集団療育
- ・ 就学前の子どもが対象

子育て支援関係機関

サポート  
相談



サポート  
相談



## 子育て世代包括支援センター

気軽に相談窓口をご利用ください。つながりましょう！

### 概要

橿原市では、平成29年度から子育て世代へのサポートを強化するため、妊娠・出産・産後・育児を切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」という機能を設けました。子育て世代包括支援センターでは「子育て総合窓口」と「妊産婦・乳幼児相談窓口」が庁内外の関係機関と連携しながら、継続的に状況を把握し、必要な支援や情報を提供します。

### どのようなことが強化されるの？

1. 子育て総合窓口で、妊娠・出産・産後・育児に関する情報を総合的に提供します。
2. 母子健康手帳をお渡しする時にすべての妊婦の方と面談し、妊娠・出産・産後・育児に関する疑問や質問、相談などをお伺いします。
3. ひとりひとりの状況に応じた「支援プラン」を作成し、妊娠中から出産後まで、必要な支援の調整と情報提供を行います。
4. 医療機関や子育て支援関係機関などと連携し、切れ目のない支援を行います。

### 相談したいことがあれば

窓口までお越しいただくか、お電話でご相談ください。

「わざわざ相談するほどでもないのだけれど」といった、ちょっとした質問や不安などいつでもどなたでも遠慮なくお気軽にご相談ください。

### 相談場所・受付時間

- ・ 子育て総合窓口（直通 TEL 47-3260）

橿原市健康部こども未来課 \*TEL 25-2790 \*FAX 25-2221

〒634-8509

橿原市内膳町1丁目1番60号 分庁舎2階

時間 月曜～金曜日（祝日除く）9:00～17:00まで

- ・ 妊産婦・乳幼児相談窓口

橿原市健康部健康増進課 \*TEL 22-8331 \*FAX 24-9124

〒634-0065

橿原市畝傍町9-1 保健福祉センター北館4階 または、

〒634-8509

橿原市内膳町1丁目1番60号 分庁舎2階⑦窓口

時間 月曜～金曜日（祝日除く）8:30～17:15まで



**令和3年4月発行**